

浦添市消費生活相談の受付件数

(単位：件)

年 度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	5か年平均
4 月	38	28	27	41	20	30.8
5 月	45	37	31	26	37	35.2
6 月	38	35	29	24	27	30.6
7 月	34	35	31	19	25	28.8
8 月	34	28	21	20	26	25.8
9 月	25	24	28	32	23	26.4
10月	27	22	28	32	29	27.6
11月	17	27	27	16	38	25.0
12月	22	12	24	27	27	22.4
1 月	21	19	21	17	26	20.8
2 月	23	17	26	19	34	23.8
3 月	29	22	21	23	32	25.4
合 計	353	306	314	296	344	322.6

浦添市の消費生活相談現状

浦 添市では、市民の消費生活を確保するため、消費生活相談員を配置し、市民および市内企業等から日々寄せられる相談に対応しています。

左の表は、直近5年間の消費生活相談件数を示したものです。毎年300件近くの

消費者月間特集

安全・安心な社会を目指して

自分は大丈夫！自分には関係ない！そう思っていないですか？
消費生活を営んでいる以上、誰の身にも消費トラブルが起こることを認識することが大切です。

時代と共に変わる消費者トラブル

時 代によって消費者トラブルの事例などは変わってきていると語り始める西村さん。ひと昔前までは多重債務に関する相談が多かったが、最近ではICT技術の発展により、オンライン請求詐欺や詐欺ではないがインターネットのプロバイダー契約に関する相談が多くなっており、今やインターネットに絡む相談は2番目に多い相談内容となっています。

また、「詐欺ではないが、住居の賃貸借契約に関する原状回復請求が不当ではないかなどの相談も多くなっています。相談する年代は、高齢者が多いというイメージがあると思



浦添市でも詐欺未遂発生

去 る2月、浦添市内で市役所職員を名乗り、「医療費の払い戻しがあるので、印鑑と通帳を持参し、ATMに向かうように」という電話があったと複数件の情報が市民から寄せられました。いわゆる、よく耳にする典型的な還付金詐欺の一例です。

幸いにも、いずれのケースも不審に思った市民が、一旦電話を切って市役所の関係部署に問い合わせたことで、還付金詐欺であることが発覚し、被害には至りませんでした。このように未然に被害をくい止めることができればいいのですが、中には表層化していない事例も、もしかしたらあるかもしれません。

私たちは日々、消費をくり返して生活を営んでいます。その中においては、子どもや高齢者など特定の年代ということではなく、誰の身にも消費トラブルが起きる可能性があることを理解する必要があります。

消費者トラブルにはどのような事例があり、どのような

に対処すべきなのか、5月の消費者月間に合わせて特集を組むことで、少しでも市民の皆さんの意識啓発につながりたいと思います。

**みんなの強みを活かして
安全・安心な社会に
一億総活躍**

毎

年5月は消費者月間です。消費者、事業者、行政が一体となって、消費者問題に関する教育・啓発等の事業を集中的に行っています。「消費者基本法（消費者保護基本法の前身）」が昭和43年5月に施行されたことから、その施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月が「消費者月間」とされています。

今年の消費者月間統一テーマは、見出しのとおり。浦添市の消費者、事業者、行政の取り組みを消費者トラブルなどの事例や現状を特集という形で紹介し、「すべての主体が活躍する」「安全・安心で豊かな社会実現を目指す」きっかけになればと思います。

いますが、意外にも子育て世代からの相談が多い」という現状を西村さんは明かします。「子育て世代は、アパートの賃貸借やマイホーム購入、車の購入など、他の世代に比べて契約を多く結び、消費活動が活発であるという事実があるからだと思います」と西村さんは分析します。

誰の身にも起こることを認識する

「消費者トラブルと言えば、詐欺やマルチ商法など悪質な違法なものも、イコール高齢

者が騙されると思いがちですが、日常の中にある、ありとあらゆる消費活動にトラブルとなり得る潜在的可能性があるというのを認識することが大事です」と西村氏は訴えます。子どもがオンラインゲームで多額の請求を受けることもあり、子どもの時から消費者教育を実施することや、高齢者については、寂しさから話し相手になって被害に遭うことともあるので、高齢者の見守りの重要性を語りました。



NPO法人 消費者センター沖縄
浦添市消費生活相談員

西村 祐子 さん